

長浜市農業委員会告示第21号

土地改良法第3条の規定に基づき、下記のとおり土地改良事業参加資格の交替を承認する。

令和7年10月10日

長浜市農業委員会 会長 將亦 富士夫

記

1 土地改良事業の事業主体

姉川沿岸土地改良区

2 事業の名称

土地改良（維持管理）事業

3 所有者（交替後の資格者）及び耕作者（交替前の資格者）

1件（別紙のとおり）

土地改良事業参加資格交替者一覧（姉川沿岸土地改良区）

指令 番号	交替後の資格者				交替前の資格者		権 利 の種 類
	所有者住所	所有者	所有者の相続予定人		耕作者(住所)	耕作者	
			相続予定人	氏 名			
1	滋賀県長浜市野村町609番地	多賀 和子	相続予定人	多賀 長人	滋賀県長浜市野村町538番地	株式会社 多賀農産 代表取締役 多賀 正和	賃貸借権